

令和3年2月5日

資料1

「緊急事態宣言」の期間延長に伴う「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言等を受けて」及び「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」の変更について

福生市新型インフルエンザ等対策本部長
福生市長 加藤 育男

国の「緊急事態宣言」の期間が令和3年3月7日まで延長されたことに伴い、「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言等を受けて（令和3年1月8日決定）」及び「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）」の適用期日を次のとおり、変更する。

1 「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言等を受けて（令和3年1月8日決定）」の変更について

規定中「2月7日」を「3月7日」に改める。 …… 別紙1

2 「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）」の変更について

第4項（適用期間）の規定中「2月28日」を「3月7日」に改める。

附則 本方針の変更は、令和3年2月5日から適用する。

…… 別紙2

別紙 1

令和3年1月8日

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について ～緊急事態宣言等を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長

福生市長 加藤 育男

国からの「緊急事態宣言」並びに東京都ほか3県が発出した「緊急事態行動」及び東京都からの「緊急事態措置」を受け、(以下「発令等」という。)を受け、発令等の期間中(令和3年1月8日から同年3月7日までの間。以下「期間中」という。)の福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおりとする。

区分	期間中の対応	令和2年4月時宣言下の対応
時間外開庁等 (市役所及び 保健センター)	令和3年1月12日から同年 <u>3月7日</u> までの間、昼時間の窓口業務（総合窓口課の証明発行業務を除く。）及び時間外開庁を休止 ※交代制在宅勤務の実施に伴い、時間外開庁への職員体制に支障があるため	昼時間の窓口業務及び時間外開庁を休止
公共施設	期間中、開館時間の短縮の実施 期間中、発令等の方針に基づき、施設の夜間の閉館時間については、原則として、午後7時までとする。 ※別紙のとおり	休館等の措置
学校 (小・中学校)	通常どおりの対応 国、都教委の方針に基づき、臨時休業等は行わない。	臨時休業等の対応
保育園	通常どおりの対応 期間中、登園自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長保育については、自粛を要請する。	登園自粛要請を行った。 ただし、特に保育が必要な場合は、保育の実施
学童クラブ	通常どおりの対応 期間中、利用自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長育成については、自粛を要請する。	期間中、延長保育の縮小、利用の自粛要請をした。 ただし、特に育成が必要な場合は、育成の実施
ふっさっ子の 広場	通常どおりの対応 学校と同様。事業継続	休業の対応(学校と同様)
イベント等	新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針(令和2年2月26日決定)並びに発令等の方針及び国が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断	中止又は延期の対応
市職員の体制	令和3年1月12日から同年 <u>3月7日</u> までの間、交代制在宅勤務の実施	交代制在宅勤務を実施

区分	期間中の対応	令和2年4月時宣言下の対応
会議	期間中、書面開催又は延期。ただし、特に必要な場合は必要最低限の範囲で実施	書面開催又は延期により対応。ただし、特に必要な場合は必要最低限の範囲で実施
出張等	期間中、自粛又は電話、メール等により対応	基本的に、自粛又は電話、メール等により対応

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。

各施設の対応

施設区分	施設名	対応	備考
屋内体育施設	中央体育館	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。	
	熊川地域体育館 福生地域体育館	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。	
市民会館・ 公民館	市民会館	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。	
	公民館 松林分館 白梅分館	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。	
地域会館	わかぎり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。	
児童館	熊川児童館 田園児童館 武藏野台児童館	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 9 時とあるのは、午後 5 時までとする。	
その他の施設	輝き市民サポートセンター	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。	
	プチギャラリー	通常どおり	
	福庵	期間中、開館時間の短縮 施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 4 時 30 分までとする。	
	旧ヤマジュウ田村家住宅	通常どおり	
	ふれあいひろば	通常どおり	
	子育て地域活動室	通常どおり	
	郷土資料室	通常どおり	
	防災食育センター	当分の間、施設見学は中止とする。	現行のまま

施設区分	施設名	対応	備考
	福祉センター	<p>開館時間の短縮及び施設の休止</p> <p>開館時間の短縮</p> <p>期間中、施設の閉館時間について、午後 10 時とあるのを午後 7 時までとする。</p> <p>施設の休止</p> <p>令和 3 年 1 月 12 日から同年 3 月 7 日までの間、喫茶たんぽぽ及び老人福祉センター(浴室を含む。)を休止とする。</p> <p>施設内にある地域包括支援センター熊川については、市役所と同様に令和 3 年 1 月 12 日から同年 3 月 7 日までの間、昼時間の窓口業務及び土曜日の業務を休止とする。</p>	月曜日の閉館時間は、通常どおり午後 5 時 15 分までとする。
	まちなかおもてなしステーションくるみるふつさ	通常どおり	
図書館	中央図書館 武蔵野台図書館	<p>期間中、夜間の開館時間の短縮</p> <p>中央図書館及び武蔵野台図書館の夜間開館の閉館時間を午後 8 時とあるのを午後 7 時とする</p>	
	わかぎり図書館 わかたけ図書館	通常どおり	
学校開放	小・中学校	<p>期間中、開放時間の短縮</p> <p>施設開放の終了時間について、午後 9 時 30 分とあるのを午後 7 時とする。</p>	
屋外体育施設	福生野球場 ネッツ多摩 S & D フィールド（市営競技場）※ 武蔵野台テニスコート	<p>期間中、開場時間の短縮</p> <p>施設の閉場時間について、午後 9 時 30 分とあるのを午後 7 時までとする。</p>	※ 競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。
	加美平野球場 グランド テニスコート（上記以外） 市営プール	通常どおり	
公園	多摩川中央公園及び福生南公園のバーべキュー施設	期間中、施設使用の休止	飲食に係る施設のため
	多摩川中央公園、福生南公園及びかに坂公園の駐車場及び複合遊具	通常どおり	

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。

別紙2

令和2年2月26日決定
令和2年3月25日変更
令和2年4月2日変更
令和2年4月30日変更
令和2年9月23日変更
令和2年11月16日変更
令和3年1月8日変更
令和3年2月5日変更

福生市新型インフルエンザ等対策本部長
福生市長 加藤 育男

新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針について

国、東京都等が発した方針を踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の蔓延を防ぐため、市が主催（共催も含む。以下同じ。）するイベント、行事、会議、事業等（以下「イベント等」という。）に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 考慮すべきイベント等

- (1) 多くの不特定な人が集まるイベント等
- (2) 飲食を伴うイベント等
- (3) 高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦等を対象とするイベント等
- (4) 会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定されるイベント等
- (5) 会場の入口、会場内等にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況にあるイベント等

2 対応方針

- (1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、国や東京都が発する「イベントの開催制限」にかかる方針（以下「開催制限方針」という。）に従い、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。

ア 屋内での十分な換気

イ 接触 感染、飛沫感染及びマイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策
ウ 感染者の来場を防ぐ対策

エ 感染発生時に 感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

オ その他必要な感染拡大防止対策

- (2) イベント等の人数上限、収容率等については、開催制限方針に基づき判断す

るものとする。

(3) 上記1に該当しないイベント等についても、次に掲げる考慮事項を基にリスク評価を行い、開催の判断をするものとする。その場合において、開催すると判断したときは、前号の規定を準拠し、マスクの着用、消毒等その他の予防措置を講じ、万全を期すものとする。

ア 開催規模（参加人数）

イ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態）

ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）

エ 参加者同士の距離（近距離又は対面）

オ 参加者の特性（高齢者若しくは基礎疾患有する者、障害者、子ども等又は不特定多数か否か）

カ イベント等を通じた相互接触の機会

キ 上記のほか、感染のリスクが高いと思われる事項

(4) 上記（1）から（3）までの規定にかかわらず、感染の流行状況、万全な感染拡大防止対策が講じられないなど、感染拡大のおそれがあると認めるときは、当該イベント等については、中止又は延期とするものとする。

3 その他

市の関連団体が実施するイベント等については、本方針の趣旨を理解いただき、対応をお願いするものとする。

4 適用期間

本方針の適用は、令和2年2月26日から令和3年3月7日までとする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針更は、令和2年2月26日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年3月25日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月2日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月30日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年9月23日から施行し、同月19日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年11月16日から施行し、同月12日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和3年1月8日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和3年2月5日から適用する。

令和3年2月5日

対策本部会議

令和3年2月5日

資料2

福生市における新型コロナワクチンの接種及びワクチン接種実施本部の設置について

福生市新型インフルエンザ等対策本部長

福生市長 加藤 育男

福生市新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針（令和2年3月16日決定）第5項第1号の規定に基づき、新型コロナウイルスの住民接種を実施する当たり、円滑な実施に向けた基本的な方針を定めるとともに、福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に福生市新型コロナワクチン接種実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

1 基本的な考え方

福生市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年12月策定）には、新型インフルエンザに限った「予防接種」の行動方針となっていることから、新型コロナウイルス感染症における予防接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）の規定に基づき、国、東京都及び福生市との役割分担をもとに、予防接種の主体として、福生市医師会等の協力を前提により、速やかに、かつ、円滑なワクチン接種を行うものとする。

2 接種方法及び会場について

国が示すガイドライン、方針等（以下「ガイドライン等」という。）に基づき、福生市医師会等との調整により、合理的及び効率的な接種方法及び会場を選定するものとする。

3 必要な準備と接種の実施

ガイドライン等に従い、予診票等の作成・印刷、コールセンターの設置、システムの改修、広報等による情報提供など、必要な準備を進め、医療従事者、高齢者など、接種順位の高い者から、速やかに実施するものとする。

4 実施本部の設置

ワクチン接種を実施するに当たり、全庁的・横断的な体制を構築し、円滑なワクチン接種を推進するため、対策本部に実施本部を設置する。実施本部に必要な事項は、別紙「福生市新型コロナワクチン接種実施本部設置要綱」に定めるとおりとする。

5 全庁における協力

ワクチンの接種を実施するに当たり、このワクチン接種の重要性を全庁で共有し、各部署において、人員支援その他の必要な協力を行わなければならない。

6 その他

上記のほか、ワクチンの接種を実施するに当たり、必要な事項は、対策本部長が別に定める。

別 紙

福生市新型コロナワイルスワクチン接種実施本部設置要綱

(設置)

第1条 福生市における新型コロナワイルスワクチン接種について、円滑な実施を図るため、福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に福生市新型コロナワイルスワクチン接種実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナワイルスワクチンの接種に係る方針及び総合調整に関すること。
- (2) 新型コロナワイルスワクチンの接種に関すること。
- (3) その他新型コロナワイルスワクチンの接種に係る必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 実施本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 実施本部長は、会議を代表し、会議を総括する。
- 3 実施本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長又はあらかじめ実施本部長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 実施本部長は、必要があると認めるときは、実施本部員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第4条 実施本部で決定した事項は、必要に応じて、対策本部に報告するものとする。

(庶務)

第5条 実施本部の庶務は、福祉保健部健康課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市长
副本部長	福祉保健部参事
統括本部員	総務部長 企画財政部長 福祉保健部長
本部員	企画財政部企画調整課長 企画財政部財政課長 企画財政部情報システム課長 総務部職員課長 市民部総合窓口課長 市民部保険年金課長 福祉保健部社会福祉課長 福祉保健部障害福祉課長 福祉保健部介護福祉課長 子ども家庭部子ども家庭支援課長 教育部スポーツ推進課長 福祉保健部健康課長（事務局長）

※必要と認めるときは、本表に掲げる者以外の者を本部員に加えるものとする。